

就任のあいさつ

笠松町議会議長

伏屋 隆男



今年は暖冬と言われながらも桜の開花が遅れ3月下旬となりました。いよいよ春本番を迎え、この時期恒例の臨時議会が4月1日に開催され、第57代議長に就任することとなりました。また、今年は笠松町議会議員選挙が3月に執行されましたが、記録に残る1968年以降初めて無投票で終了しました。現職7人、元職1人、新人2人でしたが、議員のなり手不足の波が笠松町にも押し寄せた感があります。

さて、経済面で株価は史上最高値を更新しており、大手企業の春闘も過去最高の賃上げで妥結しております。しかしながら、日本企業の約9割を占める中小企業はそうとはなっておらず、円安の影響による物価高騰が市民生活を脅かすことになりかねません。

こうした中、笠松競馬場の年間売上金額が過去最高の451億円となり明るい話題ではありますが、円城寺厩舎の移転問題で今後多額の経費が必要となることから喜んでばかりはられません。

その競馬場円城寺厩舎の移転により、その跡地約3万坪の土地の活用について(公社)岐阜県都市整備協会に調査を委託し、今年度も引き続き調査していただくことにしておりますが、面積の小さい笠松町にとって新たな街づくりとなるよう議事を挙げて取り組む所存であります。

いずれにしましても、笠松町が今進めている第6次総合計画を推進し、30年以内に起こるだろうと言われている東海地震への対策強化をはじめ、諸問題に向けて、新体制となった議会全員で取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の温かいご支援をお願い申し上げ就任のあいさつといたします。

第2回笠松町議会臨時会議決結果(4月1日開会 同日閉会)

第40号 令和5年度笠松町一般会計補正予算(専決第4号)の専決処分の承認

補正額 502,000円

補正後歳入歳出予算額 8,487,589,000円

[主な補正内容]

- ・明治安田生命保険相互会社からの寄附をみんなの健康プロジェクト基金に積み立て

第41号 監査委員の選任同意

後任委員として川島 功士議員を選任

第42号 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員などの損害補償に係る基礎額を改定

第43号 令和6年度笠松町一般会計補正予算(第1号)

補正額 1,699,000円

補正後歳入歳出予算額 7,541,699,000円

[主な補正内容]

- ・春まつり実施に対する補助金を増額
- ・定額減税に対応するためシステム改修費を増額

第44号 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正額 594,000円

補正後歳入歳出予算額 2,106,659,000円

[主な補正内容]

- ・保険証一斉更新時に被保険者へ加入者情報を通知するためシステム改修費を増額

[全て可決]

つみきとえいご

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66

TEL:058-387-9155

<http://www.tsumiki.ed.jp>

松波総合病院

関連施設

- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人工透析センター
- まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- 松波総合病院介護老人保健施設
- まつなみ訪問介護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院居宅介護支援事業所
- まつなみケアプラザセンター

TEL 058-388-0111(代)

<http://www.matsunami-hsp.or.jp>

第1回笠松町議会定例会議決結果 (2月26日開会 3月7日閉会)

第6号 令和5年度笠松町一般会計補正予算(専決第3号)の専決処分の承認

補正額 69,956,000円
補正後歳入歳出予算額 8,384,653,000円

[主な補正内容]

- ・低所得世帯物価高騰重点支援給付金を支給するための経費を計上
- ・米野52号線坂路(いざり坂)改修工事請負費を増額

第7号 人権擁護委員候補者の推せん

勅使川原 久貴子氏(西宮町)の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命するため、議会の同意を求めるもの

第8号 笠松町教育振興基金条例

小中学校における教育の振興の充実を図るため条例を制定

第9号 笠松町飼いのいない猫対策基金条例

保護猫活動に取り組む住民と団体を支援するため条例を制定

第10号 笠松町企業立地促進条例

企業の立地を促進するにあたり、必要な奨励措置を講ずるため条例を制定

第11号 笠松町監査委員条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部を改正する法律の引用条文の整理に伴う、所要の規定整備

第12号 笠松町部設置条例の一部を改正する条例

企画環境経済部の分掌事務に「情報化に関すること。」を加える、所要の規定整備

第13号 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の定義及び引用条項の整理に伴う、所要の規定整備

第14号 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の引用条文の整理に伴う、所要の規定整備

第15号 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

DX推進体制の構築などを目的とした未来創造室を設置するにあたり「室長」を加える、所要の規定整備

第16号 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

勤勉手当の支給に伴う、所要の規定整備

第17号 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設の重要事項について、電気通信回線を利用して公衆の閲覧に供するなど、所要の規定整備

第18号 笠松町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

満77歳への祝金の支給を廃止するとともに、満88歳、満99歳への祝金額を増額する所要の規定整備

第19号 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市町村標準保険料率に合わせた税率改正を行う、所要の規定整備

国民健康保険税率の改正		令和6年度	令和5年度	増減
40歳未満または65歳以上の方(年間)	所得割額 基準総所得額×	10.39%	9.80%	0.59%
	均等割額 加入者1人につき	43,700円	42,000円	1,700円
40歳以上～65歳未満の方(年間)	所得割額 基準総所得額×	12.73%	12.10%	0.63%
	均等割額 加入者1人につき	55,700円	53,900円	1,800円
	平等割額 1世帯につき	30,000円	28,600円	1,400円
	平等割額 1世帯につき	36,100円	34,700円	1,400円

第20号 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例

第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)の介護保険料の改正を行う、所要の規定整備

第21号 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第22号 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例

第23号 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第24号 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

事業所における「書面掲示」規制の見直しなど、基準条例における所要の規定整備

第25号 笠松町水道事業給水条例及び笠松町水道事業
布設工事監督者の配置基準及び資格基準並
びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
の一部を改正する条例

水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省と
環境省へ移管されることに伴う、所要の規定整備

第26号 教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買
契約の締結

契約の金額 9,139,160円
契約の相手方 株式会社 林文堂

第27号 米野52号線坂路改修工事請負契約の一部変更
契約の金額

変更前 77,000,000円
変更後 81,438,500円

第28号 町道の路線認定

宅地開発により設置された私有道路の町道編入(田
代地内)

第29号 令和5年度笠松町一般会計補正予算(第9号)

補正額 102,434,000円
補正後歳入歳出予算額 8,487,087,000円

[主な補正内容]

- ・英語検定料補助金を増額
- ・かさまつ応援寄附金と基金利子を基金に積み立てる
ため、積立金を増額
- ・笠松町赤十字奉仕団下羽栗分団と愛馬会からの寄
附を、社会福祉基金に積み立てるため、積立金を増額
- ・鴻陽産業株式会社からの寄附を、子ども子育て支援
基金に積み立てるため、積立金を増額
- ・保護猫活動に賛同する寄附金を、飼い主のいない猫
対策基金に積み立てるため、積立金を増額
- ・各種事業費の不用額・契約差金に伴う減額

第30号 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正
予算(第4号)

補正額 500,000円
補正後歳入歳出予算額 2,205,864,000円

[主な補正内容]

- ・国保保険者努力支援交付金などの精算に伴い、償還
金を増額

第31号 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計補
正予算(第2号)

補正額 Δ 2,708,000円
補正後歳入歳出予算額 367,464,000円

[主な補正内容]

- ・後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額確定など
に伴い、負担金を増額

第32号 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算
(第4号)

補正額 93,188,000円
補正後歳入歳出予算額 2,158,882,000円

[主な補正内容]

- ・居宅介護サービス費などの給付額増加に伴い、保険
給付費を増額

第33号 令和6年度笠松町一般会計予算

歳入歳出予算総額 7,540,000,000円
対前年度増減額 99,300,000円(1.33%)

第34号 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算総額 2,106,065,000円
対前年度増減額 Δ 17,576,000円(Δ 0.83%)

第35号 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計予
算

歳入歳出予算総額 395,929,000円
対前年度増減額 35,828,000円(9.95%)

第36号 令和6年度笠松町介護保険特別会計予算

歳入歳出予算総額 2,196,235,000円
対前年度増減額 191,523,000円(9.55%)

第37号 令和6年度笠松町水道事業会計予算

歳入歳出予算総額 548,835,000円
対前年度増減額 Δ 114,096,000円(Δ 17.21%)

第38号 令和6年度笠松町下水道事業会計予算

歳入歳出予算総額 1,499,940,000円
対前年度増減額 Δ 47,440,000円(Δ 3.07%)

第39号 笠松町議会議員の請負の状況の公表に関する
条例

議員が町に対して請負う者である場合、請負の状況を
公表することに関する条例を制定

[全て可決]

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者
有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽鳥郡笠松町大池町9番地の1
引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765



住みなれた自宅での生活を支えます。
訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽鳥郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278